

ドキュメンテーションはこうする!

# 改正移転価格税制の 実務対応Q&A

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

別所 徹弥

齋藤 隆一

## Contents

- ▶ 最適方法ルール
- ▶ 幅(レンジ)
- ▶ 利益分割法
- ▶ 利益水準指標
- ▶ シークレットコンパラブル
- ▶ 金銭貸借取引

移転価格税制の平成23年度改正は、①独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直し(最適方法ルール)、②利益分割法の明確化、③独立企業間価格幅(レンジ)の取扱いの明確化、④シークレットコンパラブルの運用の明確化、を柱とした本税制創設以来平成3年度改正に並ぶ大きな改正である。本稿では、今回の改正の実務への影響と対応方法についてQ&A形式で解説する。

なお、文中の意見にあたる部分は、私見であり、所属の税理士法人のものではない。

## 最適方法ルール

Q1 最適方法ルールによる独立企業間価格の算定方法の選定は、どのように進めるべきか？

A

### 1. 最適方法ルールの概要

OECD移転価格ガイドラインの改定に伴い、わが国の移転価格税制においても、算定方法の優先順位を廃止し、個々の事案の状況に応じて独立企業原則に一致した最も適切な方法を選択する仕組みに改正された(措法66の4②)。平成23年10月1日以後に開始する事業年度につき、適用となる。

最も適切な算定方法の選定にあたって留意すべき事項は、国外関連取引と非関連者間取引について比較対象取引の選定にあたり検討すべき諸要素〔①棚卸資産の種類、役務の内容等、②売手又は買手の果たす機能、③契約条件、④市場の状況、⑤売手又は買手の事業戦略〕、並びに次の4点とされている(措通66の4(2)-1)。

- (1) 算定方法の長所と短所
- (2) 国外関連取引の内容及びその当事者の機能等に対する算定方法の適合性
- (3) 算定方法を適用するために必要な情報の入手可能性
- (4) 国外関連取引と非関連者間取引との類似性の程度

### 2. 算定方法の選定の流れ

算定方法の選定は上記の留意事項に沿って検討することになるところ、今回改定された「移転価格事務運営要領の制定について(事務運営指針)別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」(以下、「参考事例集」という)の事例1には、「独立企業間価格の算定方法の選定の流れ(比較可能性分析の例)」が記載されており、最適方法の選定プロセスを詳細に示していることから、選定に際しては当該プロセスを参考にすることが得策であろう。

### 3. 最適方法の選定のポイント

移転価格文書には最適方法の選定理由を記載する必要があるところ、国外関連取引の状況に応じて各算定方法の選定理由を説明している参考事例集の事例1から事例8までを参考とすることができる。以下は各算定方法の選定のポイントである。

- (1) 製品が同種であり、当事者の機能等にも差異がない場合(内部比較対象取引が存在する場合など)は、独立価格比準法(CUP法)が最適方法である(事例1)。
- (2) 製品が同種でないが類似性が高く、当事者の機能等がおおむね同様であり、比較可能性が十分な比較対象取引(内部比較対象取引を含む)を見出すことができる場合で、当該比較対象取引における売上総利益に係る情報及び機能等の差異調整に必要な情報を入手できるときは、再販売価格基準法(RP法)又は原価基準法(CP法)が最適方法である(事例2、事例3)。
- (3) 基本三法(CUP法、RP法又はCP法)の比較対象取引(内部比較対象取引及び外部比較対象取引)を見出すことができないが、公開情報から外部比較対象取引を見出すことができる場合で、国外関連取引の当事者の一方がより単純な機能を果たしているときは、取引単位営業利益法(TNMM)が最適方法である(事例6)。
- (4) グローバルトレーディングのように高度に統合された事業で、独自の価値ある寄与が認められない場合には、寄与度利益分割法が最適方法である(事例7)。
- (5) 国外関連取引の当事者双方による独自の価値ある寄与が認められる場合には、残余利益分割法が最適方法である(事例8)。

Q2 すでに移転価格文書を作成しているが、今回の改正を受けて具体的にどのような修正が必要になるのか？

A .....

## 1. 文書化への影響

文書化規定である租税特別措置法(以下、「措置法」という)66条の4第6項における「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」は、措置法施行規則22条の10第1項に規定されており、同項1号で「国外関連取引の内容を記載した書類」、同項2号で「独立企業間価格を算定するための書類」が定められている。

国税庁の見解(「御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方」5頁)では「今般の税制改正の影響としては、同項第2号イに定める『算定方法の選定の理由』に関し、最も適切な方法と判断するに至った理由等を記載する事になる等が挙げられ、その旨を事例1《解説》6に明記していますが、準備する書類の程度については大幅に変わるものとは考えていません。」としており、Q1の回答に従って、最適方法の選定理由を経済分析の一部として記載することになるものの、従来の記載内容を大幅に変更する必要はないと考えられる。

## 2. 具体的な記載内容

最も適切な算定方法であることの説明については、参考事例集の事例1から事例8までの《移転価格税制上の取扱い》が参考になる。また、米国子会社の文書化を行っている場合等、最適方法ルールが適用されている米国側の記載内容を確認できる場合には、その記載内容を参考とすることも有用である。

Q3 従来は、基本三法が使えないことを前提に、TNMMを適用し、利益分割法については検討を行っていなかったが、最適方法ルールの下では、すべての方法について適用可能性の適否を検討する必要があるのか？

A .....

改正前は、基本三法の優先適用があったものの、基本三法に準ずる方法、利益分割法及び取引単位営業利益法の間では適用の優劣がなく、本件のようにTNMMを選定した理由を記載すれば足りていた。最適方法ルールの下では、最適方法であることの説明の一環として、他の可能性のある算定方法についてはその適用が適切でない旨の説明が必要になると考えられる。本件の場合、基本三法が使用できないことの説明に加え、基本三法に準ずる方法も使用できない旨の説明及び利益分割法の適用が適切ではない旨の説明も必要になると考えられる。

なお、参考事例集の事例1《解説》3(参考3)では「基本三法に準ずる方法は、基本三法において比較対象取引として求められる比較可能性の要件…まで緩めることを認めるものでなく、当該要件を満たしていない取引については、基本三法に準ずる方法においても比較対象取引として用いることができないこと

に留意する必要がある。」としていることから、基本三法に準ずる方法を適用する場合に要求される比較可能性は基本三法を適用する場合と変わらないと課税当局が考えていることに留意すべきである。

一方、基本三法を選定できる条件は、当該算定方法に求められる比較可能性を十分に満たす比較対象取引(主として内部比較対象取引)が存在することであり、これらの算定方法が他の方法に比較してより直接的に独立企業間価格を算定できる長所により、比較対象取引を見いだすことができる場合には、最も適切な算定方法であるとされている(事務運営指針3-2(独立企業間価格の算定における基本三法の長所))。そのため、基本三法を選定した場合には、他の算定方法の適用が適切でないことの説明は不要であると考えられる。

なお、参考事例集の事例6では、TNMMの選定の理由として、「比較可能性分析の結果」において以下のように説明しており、国外関連取引に係る当事者のいずれを検証対象とするか、及び各算定方法における比較対象取引の有無の検討を含む比較可能性分析の過程において最適方法が選定されることを示している(本事例では、P社は日本の製造販売会社であり、X国に所在する販売子会社のS社に製品Aを販売している。筆者にて一部を修正し、又は強調のため下線付加)。

- (1) 製造販売を業とし、かつ、研究開発を行うP社よりも、製品の販売のみ行うS社の方がより単純な機能を果たしており、S社を検証対象の当事者とするのがより適切と認められる。
- (2) P社及びS社が行う取引からは、内部比較対象取引の候補を見いだすことができない。
- (3) P社がS社に販売する製品Aは、P社の研究開発活動によって生み出された独自技術を使用した製品であり、公開情報からは、独立価格比準法を適用する上での外部比較対象取引の候補を見いだすことができない。また、独立価格比準法に準ずる方法を適用する上での外部比較対象取引の候補も見いだすことができない。

- (4) S社は、独自性のある広告宣伝・販売促進活動を行っておらず、S社による独自の価値ある寄与があるとは認められない。X国における公開情報からは売上総利益及び売上原価の金額を把握することができず、また、売上総利益率に影響を与える差異の調整に必要な情報が得られないことから、S社を検証対象の当事者とする再販売価格基準法を適用する上での外部比較対象取引の候補を見いだすことができない。また、再販売価格基準法に準ずる方法を適用する上での外部比較対象取引の候補も見いだすことができない。
- (5) S社を検証対象の当事者とする取引単位営業利益法については、公開情報から外部比較対象取引の候補を見いだすことができ、また、当該外部比較対象取引の候補につき売上高営業利益率の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな差異は認められない。
- (6) 比較利益分割法を適用する上での外部比較対象取引の候補を見いだすことができない。また、上記国外関連取引に係る事業は、グローバルトレーディングや共同事業体における活動のように高度に統合されたものではなく、国外関連取引の当事者のいずれか一方を検証対象とする算定方法よりも利益分割法の方が適合すると考えられる取引形態に該当しない。

Q4 弊社は事前確認を申請し国税局の審査を受けており、確認対象年度の一部は最適方法ルールの適用年度となるが、申出書の修正や再審査が必要になるのか?

A

最適方法ルールの下でも、基本三法に係る比較対象取引がある限りは、他の算定方法に優先して選定されることになる点は、改正前と変わらない。また、国外関連取引の当事者のいずれを検証対象とするかの検討を経済分析の一環として実施する必要があるが、例えば、機能が複雑ではない一方の当事者を検証対象として、TNMMを選定した場合には、当事者の双方を検証対象とする利益分割法の適用が適切でないことは自明であろう。

このように、最適方法ルールの導入前でも、選定される算定方法は、基本的に、最適方法ルールにより選定される算定方法と一致するものとする。そのため、基本的に最適方法ルール導入に伴う申出書の修正も再審査も必要ではないと考える。

## 幅(レンジ)

Q5 弊社は海外子会社を検証対象としたベンチマークを行っており、移転価格文書において比較対象企業の売上高営業利益率の四分位レンジを検証に使用している。今回の改正により今後はフルレンジでの検証に変更する必要があるのか？

A

今回の改正において、措置法通達66の4(3)-4(比較対象取引が複数ある場合の取扱い)は、「国外関連取引に係る比較対象取引が複数存在し、独立企業間価格が一定の幅を形成している場合において、当該幅の中に当該国外関連取引の対価の額があるときは、当該国外関連取引については措置法第66条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。」と規定しており、価格が幅に収まる場合には移転価格課税は行わないこととされた。これは、過去レンジの中に検証対象取引の数値が収まっているにもかかわらず、平均値との乖離がある場合に課税が行われることがあったことから、レンジと平均値の関係を規定したものである。

この『幅』の意義について、国税庁は「『比較対象取引』とは国外関連取引との類似性の程度が十分な非関連者間取引をいいますので、比較対象取引によって形成される独立企業間価格の幅は、比較可能性の観点から既に十分な絞り込みが行われたものとなります。したがって、そのような比較対象取引によって形成される独立企業間価格の幅は、全ての比較対象取引に係る価格等の最大値と最小値の間の幅を示しており、統計的手法によりそのような幅をさらに絞り込むものではありません。これに対して、類似性の程度が十分ではない非関連者間取引により形成された数値に対して統計的手法を適用した結果として生み出された数値の幅は、独立企業間価格の幅とは認められません。」(「御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方」1頁)としている。

これは、国外関連取引との類似性が十分な非関連者間取引(比較対象取引)に基づく限りフルレンジを独立企業間価格幅とし、統計的手法を使用した独立企業間価格幅は所得移転の蓋然性を判断する場合に使用し、移転価格調査における調整では使用しないとの考えである。

課税当局はフルレンジを想定しているが、本問においては、以下の理由により、納税者は従前どおり四分位レンジを独立企業間価格幅として使用することが可能であると考え。ただし、比較可能性分析を今まで以上に慎重に行い、比較対象取引について十分な比較可能性を確保することが肝要である。

- (1) 比較対象取引に係る四分位レンジの使用を禁止してはならず、OECD移転価格ガイドライン・パラグラフ3.57では、「比較可能性の程度が劣るポイントを除外するためにあらゆる努力を行ったとしても、それによって得られるものは、比較対象の選定に使用されたプロセス及び比較対象につき利用可能な情報の制約の下で、特定又は定量化できずそれゆえ調整することもできない一定の比較可能性の欠陥が残っていると考えられる数値の幅という場合もあるかもしれない。そのような場合で、当該幅にかなりの数の結果が含まれているのであれば、幅を狭めるために、中心傾向(例えば、四分位幅やその他の百分位値)を考慮に入れた統計的手法を用いることが、分析の信頼性を向上することに役立つかもしれない。」としており、情報の入手可能性に限界がある中で、統計的手法の使用を認めていること。
- (2) 四分位レンジに収まれば当然にフルレンジにも収まること。
- (3) 現地サイドでの文書化規定との整合性を担保することが可能であること。

なお、すでに数多く実施されている事前確認のほとんどで、幅の算定に統計的手法(四分位レンジ)が使用されており、事前確認を申請していない場合においても、納税者は事前確認と同様に統計的手法を使用して幅を算定し、実績をその幅に収めるように対応しているのが現実である。今回の通達改正は課税を念頭において幅よりもポイントを前提としているものと考えるが、申告納税制度の下で納税者が独立企業間価格を算定する際に事前確認と同様に統計的手法の使用が認められて然るべきと考える。幅の概念を正面から認めるために、課税規定としての措置法66の4以外に、事前確認制度の法制化を行うことが望まれる。

Q6 今回の改正で、課税当局は実績が独立企業間価格レンジに収まっていれば調整しないとのことだが、納税者が算定したレンジで判断してもらえるのか？

A

文書化等により納税者が独立企業間価格を算定している場合には、課税当局はまずその内容確認を行った上で、納税者が選定した算定方法等について問題があると判断したときは、課税当局が必要な情報を収集の上で最も適切な方法を選定し、比較対象取引を特定して、独自のレンジを計算することが想定

される。そのため、文書化等において選定した算定方法が最も適切な方法であることの理由を合理的に説明するとともに、選定した比較対象取引について比較可能性分析を十分に行う必要があると考える。

## 利益分割法

Q7 残余利益分割法が新たに法令で規定されたが、残余利益分割法と寄与度利益分割法それぞれを最も適切な方法として選定するための要件は何か？

A

### 1. 利益分割法に係る法令改定の概要

利益分割法の3つのタイプのうち、従来は、寄与度利益分割法のみが政令に規定され、比較利益分割法と残余利益分割法は通達で定められていたが、今回の税制改正により、独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、すべての類型が政令(措令39の12①)に規定され、既存の通達について所要の整備が行われた。

### 2. 最も適切な方法として選定するための要件の違い

法人と国外関連者の双方が「独自の機能」(「重要な無形資産を保有」)を果たしている場合は、残余利益分割法が最も適切な方法と考えられ、双方とも「独自の機能」を果たしていないが、比較対象取引が見つからない場合、グローバルトレーディングのように事業が高度に統合されているような場合、又は「規模

の利益」等が認められる場合については、寄与度利益分割法が最も適切な算定方法と考えられる。なお、参考事例集の事例1では、最も適切な算定方法の選定で考慮するポイントを説明しており、そのうち、寄与度利益分割法と残余利益分割に係るのは、図表のとおりである。

ちなみに、今回の改正で新設された参考事例集【事例7】《前提条件3》《解説》3では、「国外関連取引に規模の利益や事業の統合による効率性の向上によって得られる利益等が生じている場合において、国外関連取引の当事者のいずれか一方を検証対象とする算定方法では適切な利益配分ができないときには、利益分割法の適用が適切と認められる。」としており、課税当局が利益配分状況に基づき、寄与度利益分割法での課税を強化することが懸念される。そのため、国外関連者の利益水準が高い場合には、日本との利益配分割合を確認しておくとともに、外部データによる検証や利益に対する寄与の分析等を十分に行っておくことにより、恣意的な所得分割とならないようにしておくことが重要であると考えられる。

【図表】 最も適切な算定方法の選定上のポイント

考慮するポイント	寄与度利益分割法	残余利益分割法
各算定方法の長所及び短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較対象取引を見いだせない場合などに有用な方法であるが、分割対象利益等の計算や分割要因を特定するために必要な財務情報等を入手できない場合には適用できない。</li> <li>比較対象となる非関連者間取引を見いだす必要がないことから、国外関連取引が高度に統合されているような場合において、比較利益分割法よりも適用可能性は高まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>国外関連取引の両当事者が独自の機能を果たすことにより、当該国外関連取引においてこれらの者による独自の価値ある寄与が認められる場合に適用可能だが、残余利益等に係る分割要因を測定することが困難</li> </ul>
各算定方法の適合性	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人及びその国外関連者が、例えば、無形資産を有していることにより、国外関連取引において、基本的な活動のみを行う法人よりも高い利益を獲得している場合には、無形資産の個別性や独自性により比較対象取引が得られず、こうした高い利益を当該無形資産による寄与の程度に応じて当該法人及びその国外関連者に配分することが適切となる場合</li> </ul>
必要な情報の入手可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>利益分割法においては、分割対象利益等の計算や分割要因を特定するために必要な財務情報等を入手できるかどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>

## 利益水準指標

Q8 弊社は、米国子会社との取引について移転価格文書を整備しており、販売子会社にはベリー比を、製造子会社には資産営業利益率(ROA)を、それぞれ適用している。今回の改正により利益水準指標に関して変更すべき点はあるか？

A

課税当局は、ROAやベリー比を参照する方法は、売上原価と営業費用の分類や資産の評価等に関して困難な問題があることがOECD移転価格ガイドライン・パラグラフ2.98や2.101において指摘されているとして、法令上は営業利益指標として今回の改定でも認めていない。一方、OECD移転価格ガイドライン・パラグラフ2.97や2.102では、ROAやベリー比の適用が適切な場合があるとしており、ベリー比は商社等の機能・リスクが限定的なディストリビューターに対して、バイラテラルAPAなどにおいて原価基準法に準ずる方法として適用されており、また、ROAは改正前の事務運営指針3-5で残余利益分割法のルーティン利益の算定の際に認められていた。

今回の改定では、最も適切な算定方法を選定するにあたり各算定方法の長所と短所、国外関連取引の当事者の機能と各算定方法との適合性等を検討することとされているが、利益水準指標の選定に際しても同様の観点が必要であり、独立企業原則に最も適合した独立企業間価格の算定という目的からも、ROAやベリー比の参照を法令上も認めるようにすべきと考える。

なお、ROAやベリー比は上述のように実際に適用されており、OECD移転価格ガイドラインに規定されていることから、課税当局が適切な利益水準指標として認める可能性は皆無ではないと考える。すなわち移転価格税制は所得が過少となっている場合に適用されるところ、ベリー比は売上高営業利益率に比較して営業利益が過少に計算される傾向にあり、商社の海外子会社については所得が過少になっていることから問題とされないのである。一方、外資系のディストリビューターについては問題とされ、その使用が否認され、課税処分を受ける可能性があることに留意する必要がある。

いずれにしても、OECD移転価格ガイドラインの規定に従ってROAやベリー比を適切な利益水準指標として選定したことの理由を移転価格文書に明記し、課税当局に対して一貫性のある説明が可能なように準備することが肝要である。リスクがある程度高いと認識する場合には、バイラテラルAPAを考慮することも一案である。

## シークレットコンパラブル

Q9 シークレットコンパラブルに関する今回の改正の趣旨と課税当局によるシークレットコンパラブルの適用を回避するための留意点は何か？

A

シークレットコンパラブルとは、一般に、課税当局が措置法66条の4第8項に規定する質問検査権に基づいて調査対象の法人と同種の事業を営む者(同業者)から収集した比較対象取引に係る資料・情報とされている。課税当局がシークレットコンパラブルといった納税者の知り得ない非公開情報に基づいて算定した独立企業間価格により所得の更正処分を行う場合、納税者側の反論は極めて限定的となり、納税者にとって著しく不利な制度と考えられている。

シークレットコンパラブル等の適用については、納税者が独立企業間価格の算定に必要な書類を遅滞なく提出しないことが要件になっているところ、今回の改正では、事務運営指針2-5(推定規定又は同業者に対する質問検査規定の適用に

当たったの留意事項)において、①提出期限について、合理的な理由があれば当該期限の再設定により延長を認めること、②再設定を繰り返し相当な期間が経過した場合において、なお書類の提出が見込まれないときに、シークレットコンパラブル等の適用があることを明記しており、シークレットコンパラブル等が適用される場面が相当に限定されることが明確化されたと言える。

シークレットコンパラブル等の適用を回避するためには、合理的な期間内に「独立企業間価格を算定するための書類」を提出する必要があり、独立企業間価格の算定につき事前に検討を行い、その結果を移転価格文書に反映させておくことが望ましい。

## 金銭貸借取引

Q10 弊社は海外子会社に対し円建ての融資を行っており、弊社の調達金利を貸付利率として使用しているが、今回の改正による影響はあるか？

A

法人と国外関連者がともに業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合について、従来は、旧措置法通達66の4(6)-4に定める方法のいずれも適用できないときは、貸手の調達金利、運用金利の順に適用するとしていたが、貸手の調達金利、運用金利の適用前に、「国外関連取引の借手が、非関連者である銀行から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率」を適用するよう改正された(事務運営指針2-7)。

従来は貸手の調達金利を用いることが広く認められていたところ、この方法で金利を設定してしまうと、保証料の理論的な基盤(貸手と借手の信用力の差に基づいて算定)がないことになってしまっていた。今回の改正では、金銭の貸付け又は出資を業として行っていない納税者にも、貸手の調達金利や運用金利の適用に優先して、借手が同様の状況下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率を適用することを明確にしているため、現在その取扱いが不明確である保証料の算定につき、今後その取扱いが明らかになっていくものと想定される。

## 【参考文献】

- ▶ 別所徹弥・竹内茂樹「最適方法ルールの導入と利益分割法の明確化」本誌2012年1月号 21～27頁
- ▶ 羽床正秀『新たな移転価格税制における実務上の重要ポイント解説』（大蔵財務協会、2011年）

## Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

インターナショナル アンド トランザクション タックス サービス部

別所 徹弥 パートナー +81 3 3506 3036 tetsuya.bessho@jp.ey.com  
齋藤 隆一 シニアマネージャー +81 3 3506 2095 ryuichi.saito@jp.ey.com

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、  
下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

## Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の15万2千人の構成員が、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax  
All Rights Reserved.

EYTAX CC20120417-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。